

家庭ごみ有料化の実施にあたっての要望事項に対する取組状況について

	要望事項	取組状況	課名
1	家庭ごみ有料化後は、家庭ごみ排出の抑制状況を検証し、毎年度議会に報告すること。	<p>毎月の家庭ごみ排出量等を把握するとともに、有料化開始後は前年との比較を行い、議会へ報告するとともに、ホームページ等で随時公表を行っています。</p> <p>平成26年度終了後は対前年度比較等の資料を速やかに作成し、検証結果を議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表を行っています。</p> <p>今後につきましても、引き続き議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表を行います。</p>	清掃管理課
2	家庭ごみ有料化による手数料収入については、家庭ごみの減量・リサイクルに資する事業等に活用すること。	<p>平成26年度は予算に基づき、ごみ減量・リサイクルを推進する事業等に取組みました。</p> <p>平成26年度の手数料収入は、全て指定ごみ袋の製作委託、保管配送業務委託、受注収納管理業務委託などの、家庭ごみ有料化に伴う事務費に充てることとなりました。</p> <p>また、平成26年度から新規に、ごみステーション設置等補助金、クリーン推進員校区連絡会議運営補助金制度を設け、平成27年度からは、それぞれ内容の拡充を図ったところです。</p> <p>今後とも、予算に基づき、ごみ減量・リサイクルを推進する事業等に取組みます。</p>	清掃管理課 清掃業務課
3	市民の理解を得られるよう、丁寧な説明と周知を図ること。	<p>【有料化実施前】 自治区ごとの市民説明会を開催するとともに、各種団体等の要望に応じて説明会を随時開催しました。また、自治区での説明会に参加できない市民や自治会未加入者等を対象とした市民説明会を地区公民館等市内13会場で実施しました。</p> <p>平成26年度の「家庭ごみ有料化の広報計画」に基づき、市報、ホームページ、リサイクルおおいたを活用して家庭ごみ有料化に関する情報発信を行いました。また、新聞・TVを活用し、広報を行いました。</p> <p>イベント開催等のあらゆる機会をとらえて、制度の内容を丁寧に説明を行い、周知を図りました。</p> <p>さらに、家庭ごみ有料化実施前には、全庁的な取組として、市内のごみステーション約2,400箇所に職員を配置して「家庭ごみ有料化」の早朝啓発活動を行い、家庭ごみ有料化制度の説明と周知を図りました。</p> <p>【有料化実施後】 制度の周知が必要と思われるごみステーションに職員を配置し、制度等の説明を行っています。</p>	清掃管理課 清掃業務課
4	クリーン推進員等に過度な負担が生じないように留意するとともに、支援の充実を図ること。	<p>平成26年度からクリーン推進員の選任基準を「800世帯以上の自治会では2名の推進員の選任が可能」から「概ね500世帯以上の自治会では2名の推進員の選任が可能」と変更したことにより、2名選任自治会が24自治会から、61自治会となり、世帯数の多い自治会におけるクリーン推進員の負担軽減を図っています。</p> <p>平成26年度から、クリーン推進員が校区ごとに開催する総会や研修会、意見交換会に要する経費等を補助金として助成することにより、校区活動を支援しています。また、支援内容の充実に向け、平成27年度から補助金の額を一人500円から1,000円に増額しています。</p>	清掃業務課

家庭ごみ有料化の実施にあたっての要望事項に対する取組状況について

要 望 事 項	取 組 状 況	課 名
5 新たな不法投棄、不適正排出、野外焼却が生じないよう対策を充実すること。	<p>(不法投棄対策) ①平成26年度は、平日昼間のパトロールに加え、夜間・休日の特別パトロールを実施しました。 ②移動式の不法投棄監視カメラを増設して未然防止に取り組んでいます。 ③市内8郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結し、不法投棄の発見・通報体制を強化しています。</p> <p>(不適正排出対策) ①清掃指導員によるごみステーションでの早朝啓発活動を毎月実施し、「正しいごみの出し方」や「家庭ごみ有料化」の啓発活動を行っています。 ②全日本不動産協会大分県本部及び、大分県宅地建物取引業協会を通じ、集合住宅管理会社等へ「家庭ごみ有料化」のパンフレットを送付し、周知を図っています。</p> <p>(野外焼却対策) 不法投棄パトロールと併せて、野外焼却パトロールを実施しています。また、市民からの野外焼却の苦情等につきましては、現地において指導等を行っています。</p> <p>今後につきましても、上記の取組みを引き続き行い、新たな不法投棄、不適正排出、野外焼却が生じないよう対策を充実・強化します。</p>	清掃管理課 産業廃棄物対策課 清掃業務課
6 ごみをはじめとしたごみ減量・リサイクルについての取り組みを一層充実させること。	<p>「生ごみのひと絞り運動」の啓発や「生ごみ処理容器貸与事業」、「生ごみ処理機器購入費補助事業」、「段ボールコンポスト普及啓発事業」を継続し、利用者の拡大を図り、生ごみの減量を推進しています。</p> <p>有価物集団回収運動促進事業において、古紙・布類に対する報償金額を1kgあたり3円から5円に引上げるとともに、活動に必要な物品(リヤカー、ブルーシート等)の支給貸与事業を新たに実施することなどにより、活動団体数を増大させ、その活動の活性化を図っています。</p> <p>また、子ども会活動の低迷により、子ども会による活動団体が減少していることから、町内会、老人会等に対する活動の働きかけを行い、活動団体数の増加を目指しています。</p> <p>平成27年度からは、新たな取組みである「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」を開催する中で、4R運動の実践によるごみ減量や分別の徹底をお願いするとともに、段ボールコンポスト、コンポスト、ボカシ容器の実物を持参してごみ減量に有効であることを説明し、申し込みを受け付けるなど、各種のごみ減量・リサイクル施策を紹介し、ごみ減量・リサイクルの推進への協力をお願いしています。また、この懇談会では、市民の皆様からごみの減量方法やリサイクルに関するアイデアなどをお伺いし、今後の施策に反映させていきたいと考えています。</p>	清掃管理課 清掃業務課

家庭ごみ有料化の実施にあたっての要望事項に対する取組状況について

要 望 事 項	取 組 状 況	課 名
7 低所得者等に対し、実情に即した措置を講ずること。	<p>現行の負担軽減措置は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護受給世帯 ②2歳未満の乳幼児を養育する者 ③大分市おむつ等介護用品購入費助成事業受給者 ④大分市家族介護用品支給事業受給者 ⑤大分市日常生活用具支援事業受給者 ⑥2歳以上3歳未満の障がい児又は知的障がい児を養育する者 ⑦医師から常時紙おむつ等を使用すると診断された者 ⑧常時ストマ用装具を使用している者 ⑨常時腹膜透析を実施している者 ⑩2歳未満の乳幼児を養育する者(里帰り等) など <p>今後も、負担軽減措置について検証を行い、必要な措置を講じます。</p>	清掃管理課
8 新たな市民負担を求めることに対して、市としてもごみ処理に係るコスト削減等を図るなど、一層努力すること。	<p>ごみ収集部門においては、ごみ収集運搬業務の民間委託について、平成25年度に燃やせるごみと燃やせないごみで市が収集している収集業務のうち3分の1に相当する業務を民間に委託し、平成26年7月からさらに3分の1に相当する業務を民間に委託したことにより、ごみ収集の資源物を含めた収集量ベースでの民間委託割合は、実績で概ね直営20%、民間業者80%となっています。</p> <p>今後も、さらなる民間活力の導入を図り、市民の皆様に質の高い行政サービスを安定的に提供することができるよう、より一層効率的・効果的な行政運営に努めていきます。</p> <p>清掃工場でごみの燃焼の安定を目的として、ごみ質の均一化を図るためのごみの十分な攪拌や、灯油・コークス使用量削減のために設定値の変更、燃焼・熔融設備の改良等を行っています。</p> <p>また、清掃工場では、売電収入額を増加させるため、特に夏期の昼間の焼却量を多くすることによって発電量を増やす運転調整を行っています。</p>	清掃業務課 清掃施設課